

地震財特法の延長に関する意見書

本市では、東日本大震災の教訓をもとに国の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき静岡県が作成した地震防災対策計画に基づいて地震対策のための事業展開をしてきた。

しかしながら、国の法律失効期限が平成 26 年度末になることにより、この計画も期限切れとなり、しかも、計画内では限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業しか設定されていないため、今後実施すべき事業がまだまだ数多く残されている。特に、県及び市町が一体となっていくべき、緊急輸送道路や急傾斜地崩落防止施設・避難地及び避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

将来予想される東海地震に備える中で、このような状態での災害からの地域住民の生命や財産の安全を確保することは困難となっている。

こうした状況を踏まえ、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を求めるために、同計画の根拠となる国の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 3 日

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
文部科学大臣	殿
厚生労働大臣	殿
農林水産大臣	殿
国土交通大臣	殿
内閣府特命担当大臣（防災）	殿
消防庁長官	殿
林野庁長官	殿

静岡県藤枝市議会